

# 小山工業高等専門学校防災管理規程

制 定 昭和44年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

( 目的及び適用範囲 )

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における防災管理の徹底を期し、火災その他の災害を未然に防止するとともに、災害による人的、物的被害を軽減するため必要な措置を計画し、これを実施することを目的とし、本校の学生、教職員及び本校に出入りするすべての者に適用するものとする。

( 諸規則との関係 )

第2条 前条の目的を達成するため、防災対策について必要な事項は、別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

( 防災対策委員会 )

第3条 本校における防災に関する業務について、機能上の連携を図り、防災対策を円滑かつ的確に推進するため、防災対策委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

( 委員会の構成 )

第4条 前条に定める委員会の委員長は事務部長がこれに当たり、委員は、次に掲げる者とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、他の者を加えることができる。

- 一 防火管理者
- 二 副校長(教務主事)、副校長(学生主事)、副校長(寮務主事)
- 三 学科長
- 四 各課長
- 五 財務係長

( 委員会の責務 )

第5条 委員会は、次に掲げる事項について、審議立案するものとする。

- 一 消防計画及び避難訓練等の実施に関すること。
- 二 防災に関する諸規程に関すること。
- 三 消防用設備等の改善強化に関すること。
- 四 防災上の調査、研究、企画に関すること。
- 五 防災上の賞罰に関すること。
- 六 防災思想の普及に関すること。
- 七 その他防災に関する基本的対策に関すること。

( 委員会の開催 )

第6条 委員会は、定例委員会と緊急委員会とし、委員長の招集により開催するものとする。

- 2 定例委員会は、おおむね年1回開催するものとする。
- 3 緊急委員会は、防災上緊急の事態が生じたとき、その都度開催するものとする。

( 委員会の事務 )

第7条 委員会の事務は、総務課財務係において行うものとする。

( 防火管理者 )

第8条 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条の規定に基づく本校

の防火管理者は、総務課長とし、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条各号に定める資格を有していなければならない。ただし、当該課長が資格を有していないときは、他の有資格者を臨時に防火管理者として指名することができるものとする。

2 防火管理者は、防火対象物の防火管理の最高責任者であり、その任務は次の各号のとおりとする。

- 一 消防計画案の検討
- 二 消火、通報及び避難訓練の実施案の作成
- 三 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- 四 火気の使用又は取扱いに関する監督
- 五 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 六 校長に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

3 防火管理者は、次の各号について消防機関へ報告、届出又は連絡を行うものとする。

- 一 消防計画の提出（改正の都度）
- 二 建物の増改築及び諸設備の設置又は変更の事前連絡
- 三 消防用設備等の点検結果の報告
- 四 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査時の指導要請
- 五 防災教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の事前報告
- 六 学生等収容人員の増減に関する報告
- 七 その他消防関係法令に基づく各種届出及び防火管理について必要な事項

4 防火管理者は、火災警報発令下又は火災発生危険や人命安全上危険が認められる場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 火気の使用制限及び禁止
- 二 火気を使用しての授業の中止命令
- 三 煙草の吸いがら等の残火処理の周知徹底
- 四 その他火災予防上必要な事項の周知徹底

（防火管理主任者）

第9条 校長は、必要があると認めるときは、地区ごとに防火管理主任者を定め、防火管理者を補助させるものとする。

（火気取締責任者）

第10条 常時における火災予防の徹底を期するため、地区又は部屋ごとに火元責任者を置き、室外にその氏名を明記した札を掲げ、区域を明らかにして火災予防の任に当たらせるものとする。

2 前項の火元責任者は、小山工業高等専門学校不動産管理規則（平成16年4月1日制定）第5条に規定する火元責任者とする。

（火気取締責任者の責務）

第11条 火元責任者は、不動産監守者の指示に従うとともに、次に掲げるところにより、火災予防に努めるものとする。

- 一 退庁する際（当該室が無人となる場合を含む。）ストーブ、コンロ等火気を使用する各種器具及び煙草、吸いがら入れ等の完全消火の確認
- 二 電気器具のスイッチ切断の確認並びに同器具の安全使用のための点検及び整備
- 三 消火器、防火用水等の点検整備

四 その他火気又は発火、引火のおそれのあるものの安全処理の確認  
(学生、教職員等の一般的遵守事項)

第12条 学生、教職員等は、火災予防上次の事項を厳守しなければならない。

- 一 指定の場所以外で採暖し、又は火気を使用しないこと。
- 二 発火性又は引火性薬品・ガス等の実験室内持込みは委員会の認めたものについて、教育研究に必要な最少限度にとどめること。
- 三 電熱器、ガスコンロ、ストーブ等是不燃性の台又は容器の上に設置し、かつ、可燃物から火災予防上安全な位置に置くこと。
- 四 電熱器、ガスコンロ、ストーブ等を使用するときは、過熱発火しないよう十分注意し、使用済み後は、スイッチ、ガスコック等の遮断を完全にし、火気の有無を確認すること。
- 五 電熱器、ガスコンロ、ストーブ等の火気使用器具に故障を生じ、又は不良箇所を発見したときは、速やかに火気取締責任者に届け出て修繕すること。
- 六 煙草の吸いがら、マッチ等は吸いがら入れ以外には捨てないこと。
- 七 労働時間外(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日、休日及び年末年始の休暇日を含む。以下同じ。)に火気を使用しようとするときは、事前に警備員に連絡すること。
- 八 指定の場所以外で火気を使用する必要があるときは、事前に防火管理者(又は防火管理主任者)に届け出て承認を得ること。
- 九 避難口、廊下、階段には、避難上障害となる物品を置かないこと。
- 十 廊下、階段は、避難時につまづき、すべり等を生じないように維持しておくこと。

(自衛消防隊)

第13条 本校の構内に火災その他の災害が発生した場合、その被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊(以下「消防隊」という。)を組織し、消火、通報、避難、誘導、警備等の任に当たらせるものとする。

- 2 消防隊員は、校長が任命する。
- 3 消防隊員は、年2回以上訓練を行い、技能の向上を図るものとする。
- 4 消防隊の組織に関する細部については、別に定める小山工業高等専門学校自衛消防隊組織要領(昭和44年4月1日制定)によるものとする。
- 5 学寮においては、別に消防隊を組織することができる。

(消防用設備等の検査)

第14条 防火管理者は、消防用設備、避難設備、電気その他の火気使用設備、危険物、特殊可燃物その他一般火気の管理状況等について、適正管理と機能保持を図るため、別表1に掲げる検査を行う者(以下「検査員」という。)を指名して、それぞれの設備等の点検を行わせるものとする。

- 2 防火管理者は、別表2に定める事項について、各課・学科ごとに検査員を指名して、定期的に検査を行わせるものとする。
- 3 前2項の規定により指名された検査員は、点検検査の結果を別に定める検査票に記入して、速やかに防火管理者に提出しなければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第15条 防火管理者は、火災警報が発令された場合又はその他の事情により火災発生の危険並びに人命安全上の危険が切迫していると認められる場合においては、その旨を学生、教

職員等に伝達し、適切な措置を講ずるとともに、火気使用の禁止又は制限及び危険な場所への立入り禁止を指示することができるものとする。

(震災等の対策)

第16条 火元責任者は、地震等の災害を予防するため、随時次の検査を行うものとする。

- 一 校舎内外の施設物、教材、棚、ロッカー、ガラス窓等の倒壊、転倒、落下の有無
- 二 火気使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
- 三 危険物及び化学薬品等の転倒、落下の有無

2 防火管理者及び火気取締責任者は、地震等が発生した場合には、学生及び教職員の安全を確認するとともに建築物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検を実施し、異常が認められる場合は、安全措置を講ずるものとする。また、二次災害を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については、安全を確認後使用を開始させるものとする。

3 地震等に備え、学校内に救急医薬品、トランジスタラジオ等の必要な物品を備えておくものとする。

4 防火管理者は、学生、教職員等を安全に避難させるため、あらかじめ避難場所を指定しておくものとする。

5 地震等において学生、教職員等は、原則として自衛消防隊長からの指示により行動するものとし、火気取締責任者は、火気使用設備器具の消火及びその確認を行うものとする。

(消防訓練)

第17条 本校内の火災その他の災害発生に対処するため、初期消火、通報、避難等について、次に掲げる消防訓練を行い技能の向上を図るものとする。

全校総合消防訓練 年1回以上

2 前項の訓練を行う場合には、消防機関の指導を受け、又は消防に関する講演会等を開催して、防火思想の啓発に資するものとする。

3 本校の学生、教職員等は進んで前2項の訓練等に参加して、防火管理の完全を期するよう努めなければならない。

(設備の変更の通知)

第18条 本校内において、建築物(仮設物を含む。)、電気設備、火気使用設備等の危険物の新設、増設、移転改修等の変更を行う場合は、防火管理者に連絡した後でなければ変更することができないものとする。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 ( 第14条第 1 項関係 )

検 査 事 項	検査回数	備 考
建物及び避難設備検査	年 2 回以上	専門機関に委託
火気使用設備検査	年 2 回以上	
電気設備検査	年 2 回以上	
消火設備検査	年 2 回以上	専門機関に委託
危険物、特殊可燃物検査	年 2 回以上	
自動火災報知機検査	年 2 回以上	専門機関に委託

別表 2 ( 第14条第 2 項関係 )

項目	検 査 事 項
火報 災装 警置	外観上警報装置に異常はないか。(送電時) 外観上警報装置に異常はないか。(停電時) 非常用放送設備に異常はないか。
火標 災示 警報 置	標示装置に異常はないか。 緊急連絡者標示があるか。
消 火 栓	消火栓の作動スイッチに異常はないか。 消火用ホースの接続部分に変形はないか。 消火用ホースの老化・破損部分はないか。 ノズルの変形・欠損はないか。 消火用ホースは常に使用可能な状態にあるか。
消 火 器 外 観	消火器は所定の場所に置かれ、表示されているか。 消火器ノズルに欠損・変形はないか。 消火器本体にサビ・変形はないか。 消火器は有効期間内のものか。
ガ ス 管 関 係	ガスバーナー不使用元栓に安全キャップがかぶせてあるか。 ガス用ゴム管はバンドでしめられて接続されているか。 ガス用ゴム管が老化していないか。 バーナーに欠損部分はないか。 ガスの臭いはしないか。 屋内元栓は正しく機能をはたしているか。
室 内 灯 関 係	スイッチは正しく操作できるか。また、欠損はないか。 外部に露出している配線に老化欠損はないか。 蛍光管保持部分に欠損はないか。 化学反応をおこすことにより発熱又は燃焼のおそれのある薬品は規定の保管がされているか。
ブ 関 口 係 パ ン 庫	ガスの臭いはしないか。また、ボンベは耐用年数内のものか。 2次調整ガス圧メーターの指針は正常か。 ガス鋼管の接続部分に腐蝕がないか。 ガス鋼管とボンベをつなく配管に老化がないか。
灯 庫 油 貯 係 蔵	灯油の貯蔵庫は規定以内に保管されているか。 ドラム缶に腐蝕、極端な変形はないか。 灯油が流出したとき、防油堤内で流出が防止できるか。
施 錠	部外者の侵入に対処できるよう両貯蔵庫に施錠がされているか。
非 の 準 常 持 備 出 品 係	非常持出品の準備がされているか。 非常持出方法及び持出し後の盗難防止対策が決められているか。 非常持出しについて関係教職員に周知徹底されているか。
そ の 他	避難誘導灯は点灯しているか。 防火戸の閉鎖機能が保たれているか。(障害物件の有無) 避難口、廊下、階段等に避難上障害となる物品等は置かれていないか。